

国 自 安 第 7 3 号

国 自 貨 第 7 7 号

国 自 整 第 6 7 号

平成21年9月29日

一部改正 平成21年11月20日

一部改正 平成22年12月15日

一部改正 平成24年 4月 6日

一部改正 平成25年 9月17日

一部改正 平成29年 1月13日

一部改正 平成30年 3月30日

一部改正 令和元年10月31日

各 地 方 運 輸 局 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

自 動 車 交 通 局 長

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第33条（法第35条第6項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

1 通則

- (1) 一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する行政処分（以下単に「行政処分」という。）の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の全部又は一部の停止処分（以下「事業停止処分」という。）及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

- (2) 行政処分等を行うべき違反行為は、この通達に定めるほか、別に定める。
- (3) 違反行為を行った事業者（以下「違反事業者」という。）に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為に係る営業所（(4)及び(7)に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

- ① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。
 - ② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
 - イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの
 - ロ 廃止営業所と同一の地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の管轄区域（以下単に「管轄区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）
 - ハ 廃止営業所に最寄りの営業所（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）
- （４）違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- ① 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの
 - ② 事務所と同一の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）
 - ③ 当該事務所に最寄りの営業所（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）
- （５）行政処分等について加重又は軽減する場合その他必要と認められる場合は、地方運輸局に置く貨物自動車運送事業関係行政処分審査委員会の議に付すものとする。
- （６）行政処分等（許可の取消処分を除く。）を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は地方運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から原則３月以内に報告を行うよう措置するものとする。
- （７）法第１６条若しくは第２４条の３又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号。以下「安全規則」という。）第１０条第４項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、（４）①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。
- （８）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があつた場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。
- （９）違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の

分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。3（6）及び6（2）②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

①違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者に違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、（3）②の例にならって取り扱うものとする。

②違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2 処分日車数制度

（1）事業者に対する行政処分等は、この通達によるほか、別に定める基準により、違反行為ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

（2）行政処分を行うべき違反営業所又は1（3）から（9）までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）には、（1）の基準日車等を合計した日車数（以下「処分日車数」という。）を付すものとする。

（3）最高速度違反行為（下命又は容認に係るものは除く。）その他の別に定める違反行為については、（2）の規定にかかわらず、別途個別に処分するものとする。

3 違反点数制度

（1）2（2）及び（3）による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

（2）5（1）による事業停止処分を行う事業者には、（1）のほか、5（1）各号に掲げる違反行為ごとに30点の違反点数を付すものとする。ただし、5（1）⑤に該当したことに伴って5（1）②に該当する場合の違反点数は、合わせて30点とする。

（3）（1）及び（2）により付された違反点数は、事業者ごとに、管轄区域単位で累計し、当該営業所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

（4）（3）による違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁等を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間に於いて行政処分を受けていない、又は当該行政処分に係る違反行為を行った日において全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う安全性評価事業による安全性優良事業所に認定されていること。

② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。

- ③ 当該行政処分を行った日から2年間、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故（事業者の運転者が第一当事者と推定されるものに限る。）を引き起こしていないこと。
 - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反がないこと。
- （5）行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。
- （6）事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- （7）事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、（4）の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、（4）ただし書の規定は、適用しない。

4 自動車等の使用停止処分

- （1）自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所等に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、許可の取消処分を行う場合は、自動車等の使用停止処分は行わないものとする。
- （2）自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車の数（以下「処分車両数」という。）は、処分日車数及び違反営業所等に所属する事業用自動車の数に応じ、次の表のとおりとし、所属する事業用自動車の5割を超えないものとする。

なお、処分車両数の算出において、けん引車及び被けん引車については、合計して1両と算出して取り扱うこととした上で、けん引車を基準として処分車両数に算入するものとする。

ただし、けん引車の数が被けん引車の数より多い場合における被けん引車の扱いについては、使用停止処分の対象とするけん引車の数にかかわらず、被けん引車の数の5割を限度とすることとする。

（例）けん引車10両、被けん引車6両を保有する場合の停止例（日車数に応じて）

停止車両数が1両	→	けん引車1両	+	被けん引車1両	
〃	2両	→	けん引車2両	+	被けん引車2両
〃	3両	→	けん引車3両	+	被けん引車3両
〃	4両	→	けん引車4両	+	被けん引車3両
〃	5両	→	けん引車5両	+	被けん引車3両

処分日車数 「X」	所属する事業用自動車の数			
	～10両	11両 ～20両	21両 ～30両	31両～
～ 10日車	1 両	1 両	1 両	1 両
11 ～ 30日車	1 両	2 両	2 両	2 両
31 ～ 60日車	1 両	2 両	3 両	3 両
61 ～ 80日車	2 両	3 両	4 両	5 両
81日車～	$Y + (X - 80) / 10$ (注1)			

(注1) 端数は切り上げることとし、81日車～の欄の「Y」は、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合を除き、処分日車数61～80日車の各欄に定める処分車両数とし、所属する事業用自動車の数が31両以上の場合にあっては、「8」とする。

(注2) この表に定める処分車両数によらない処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、(3)により算出される期間が10日以上となる範囲で、処分車両数を決定することができるものとする。

- (3) 自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を(2)による処分車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日数の使用停止をさらに行うものとする。
- (4) 自動車等の使用停止処分を行うときは、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車(被けん引車を除く。)の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

5 事業停止処分

- (1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合(6(1)④に該当する場合を除く。)において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことによって②に該当する場合の事業の停止期間(以下「事業停止期間」という。)は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする(以下同じ。)

- ① 法第17条第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)が、著しく遵守されていない場合
- ② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合
- ③ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、営業所に配

置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤ 法第18条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑥ 法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

⑦ 法第27条第2項の規定に違反して、事業の貸渡し等を行っていた場合

⑧ 法第60条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った場合

(2)(1)のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所（以下「処分対象営業所」という。）は、原則として、次の表のとおりとする。

	事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
①	一の管轄区域に係る違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が30点以下の事業者について、違反営業所等に270日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
②	一の管轄区域に係る累積点数が31点以上の事業者について、違反営業所等に180日車以上の処分日車数を付された場合	当該違反営業所等
③	違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が51点以上80点以下となった場合	当該違反営業所等の所在する管轄区域内の全ての営業所（①及び②の処分対象営業所を除く。）

（注1）①及び②の事業停止処分については、法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項並びに第22条第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

（注2）同一管轄区域内の営業所に係る③の事業停止処分の2回目以後の発動については、前回の③の発動の後に付された当該管轄区域内の違反点数の累計が51点以上となる場合に限るものとする。

(3)(2)の表①から③までの処分対象営業所の事業停止期間は、処分日車数に応じ、次の表のとおりとする。

	処分日車数				
	179日車 以下	180日車 ～ 269日車	270日車 ～ 359日車	360日車 ～ 499日車	500日車 以上
①の営業所	—		3日	7日	14日
②の営業所	—	3日	7日	14日	—
③の営業所	3日				